

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 積立金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の健全経営を確保するための基盤整備及び不時の支出に備えるため、資金の積み立て（以下「積立金」という。）を行い、その管理、運用及び処分等に関する事項を定めるものとする。

(積立金の種類及び目的)

第2条 積立金の種類及び目的は、次のとおりとする。

(1) 経営安定化積立金

本会の健全経営及び事業の継続実施に充てる資金とする

(2) 修繕積立金

本会事業の推進に必要な施設、備品等の修繕に充てる資金とする。

(3) 施設整備等積立金

本会事業の推進に必要な施設建設、備品購入等に充てる資金とする。

(4) 退職手当積立金

本会職員の退職手当の支給に充てる資金とする。

(積立)

第3条 積立金は、予算で定める額、剰余資金、寄附金その他の収入をもって積み立てることができる。

(利子等の処理)

第4条 積立金から生ずる利子等は、当該積立金に編入し又は資金収支予算に計上し事業経費に充てることことができる。

(管理)

第5条 積立金の管理は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法で運用しなければならない。

(処分)

第6条 積立金は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その全部又は一部を取り崩すことができる。

(1) 第2条第1項各号に定める目的に充てるとき。

(2) 経済事情の変動等により収支が不足する場合、当該不足額に充てるとき。

(3) 緊急に実施することが必要となった施設及び設備整備等の経費に充てるとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、止むを得ない事由により生じた経費に充てるとき。

(報告)

第7条 会長は、毎会計年度に際し、積立金の管理状況を理事会並びに評議員会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、積立金に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、本会基金及び積立金規程（平成25年4月1日施行）、資金運用規程（平成29年4月1日施行）は廃止する。